

令和5年7月1日
東京都都市づくり公社下水道部

受注者提出書類基準の改定並びに制定について

このたび、東京都都市づくり公社下水道部において「工事受注者提出書類基準」を改定するとともに「作業受注者提出書類基準」を新たに制定いたしましたのでお知らせいたします。

1 改定・制定した基準

- (1) 工事受注者提出書類基準（改定）
- (2) 作業受注者提出書類基準（制定）

2 適用対象

- (1) 東京都都市づくり公社下水道部並びに下水道事務所が所管する工事
- (2) 東京都都市づくり公社下水道部並びに下水道事務所が所管する管路内調査及び管路内清掃などの作業。

3 適用日

令和5年7月1日から適用する。

※ただし、適用日前に従前の様式で作成した書類の提出を妨げない。

4 その他

各様式は、東京都都市づくり公社ホームページから入手できます。

(<https://www.toshizukuri.or.jp/tender/shiyosho.html>)